



平成26年3月27日

救急救命士の処置範囲拡大及び英語対応救急隊の運用開始について

～ 救急隊が新たな対応を始めます ～

救急救命士法施行規則の一部が改正され、救急救命士の処置範囲が拡大されることに伴い、救急医学に関する専門医等で構成されている「東京都メディカルコントロール協議会」と連携し、救急救命士の処置範囲拡大に必要な体制の整備に向けて検討してきました。その結果、この度、必要な体制の整備が図られました。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据え、増加が予測される都内の外国人が安心して救急車を利用できる環境を整備するため、英語対応救急隊員（英語対応能力を備えた救急隊員）が乗務する英語対応救急隊も運用を開始いたします。

記

1 救急救命士の処置範囲拡大について

(1) 運用開始日

平成26年4月1日（火）

※ 技能審査を終了した時点

(2) 拡大する処置

心肺機能停止前の重度傷病者に対する次の処置

ア 静脈路確保及び輸液

血圧が低下し、生命に危険がある傷病者に対して点滴を行うものです。

イ 血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

意識障害を起こし、低血糖が疑われる方の血糖値を測定し、必要に応じてブドウ糖を投与するものです。

(3) 処置を行う救急救命士

新たな処置に関する講習を修了した救急救命士が行います。

なお、処置を行う際は、傷病者のご家族などに説明した上で、医師の指示を受けて迅速に行います。

(4) その他

救急車に乗務するおよそ1700名の救急救命士のうち39名が現場で処置を行います。

今後、講習を定期的に行うなど、処置拡大に対応した救急救命士を計画的に養成していく予定です。

2 英語対応救急隊について

(1) 運用開始日時

平成26年4月1日（火）8時30分から

(2) 英語対応救急隊の指定

外国人の割合が高い地域を中心とした8署13隊の救急隊を指定します。

（別表参照）

(3) 英語対応救急隊員

救急技術者のうち、海外研修または国内研修の修了者などの救急活動に必要な英語対応能力を備えた職員を指定します。

(4) 海外研修について

英語対応救急隊員の指導者を育成することを目的に、米国の消防局で救急車の同乗実習等により、英語による高度かつ専門的な対応力及び接遇要領等を習得します。

(5) 国内研修について

英語対応救急隊員の育成を目的に、外国人講師による英会話講習等により、救急活動に特化した英会話技能を習得します。

(6) その他

外国の生活習慣等に応じた接遇にも配慮した活動を行います。

問合せ先

東京消防庁(代)	電話	3212 - 2111
企画課計画係	内線	2147
救急管理課計画係	内線	4445
広報課報道係	内線	2345～2349

別 表

英語対応救急隊

署	隊 名
丸の内消防署	丸の内救急隊
京橋消防署	京橋救急隊、銀座救急隊
臨港消防署	月島救急隊
芝消防署	芝救急隊
蒲田消防署	空港救急隊
渋谷消防署	渋谷 1 救急隊、渋谷 2 救急隊
新宿消防署	大久保救急隊、西新宿 1 救急隊、西新宿 2 救急隊
深川消防署	有明救急隊、豊洲救急隊
8 署 1 3 隊	